

資料6 実効性のある推進体制の検討

中心市街地を活性化していくためには、商業関係者、専門家、地権者、まちづくり会社、NPO、行政等の多くの関係者が、地域の発意に基づく自主的・自立的な取組みを継続して実施していくことが必要です。

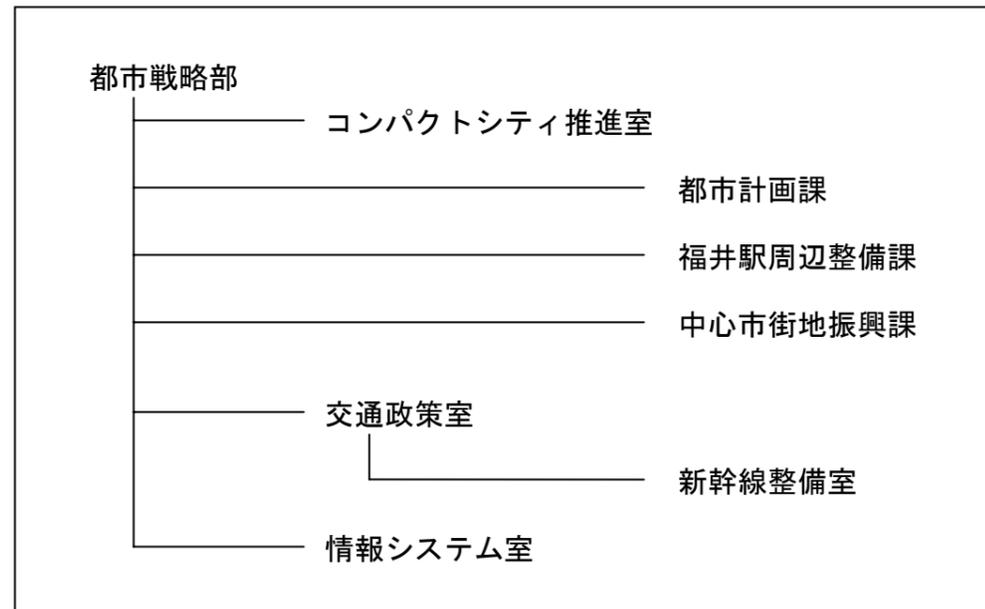
このため、各立場から提案した取組みが効果的に運営されるよう、まちづくりリーダーの育成やまちづくりの情報交換の場のプロデュースなど持続的なまちづくりにつながる次世代の人材育成を図るとともに、幅広い主体が参加する中心市街地活性化協議会の活用など、多くの立場から中心市街地の活性化を支援する体制の整備を推進する必要があります。

6-1. 福井市の推進体制 「都市戦略部の新設」による機構改革

福井市は、中心市街地を核とし、既存の都市機能を効率的に活用した持続可能な魅力ある都市「高感度コンパクトシティ」の実現に向け、速やかな情報収集と的確な政策判断を行う組織として「都市戦略部」を設置します。

「都市戦略部」は、「コンパクトシティ推進室」や「都市計画課」、「福井駅周辺区画整理事務所」を引き継ぐとともに、新たに、ソフト面からまちづくりに取り組む「中心市街地振興課」と新幹線早期開業や公共交通体系の整備を図る「交通政策室」を配置し、さらに「情報システム室」を配置します。これによりハード面・ソフト面の連携による強力な推進体制を整えるものです。

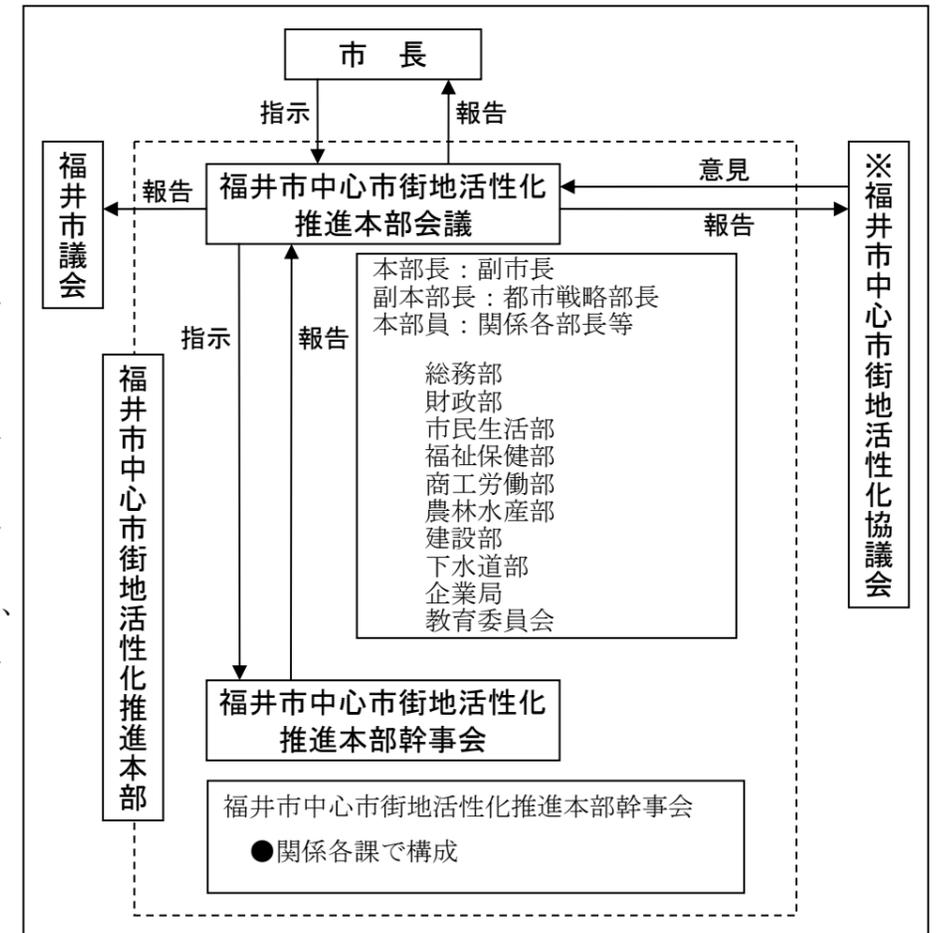
都市戦略部の組織体制は、概ね次のように構成します。



6-2. 「活性化推進本部の設置」による推進体制の整備

行政担当部局間の連携を図り、基本計画に基づく各種の事業等を円滑かつ確実に実施するための庁内体制として、右の図のような中心市街地活性化推進本部を設置する予定です。

推進本部では、事業間の調整のみでなく、基本計画で設定した数値目標の達成状況等についてもチェック体制を整え、「評価・改善(See)」「計画(Plan)」「実行(Do)」を実施し、中心市街地の活性化に向けて、継続的に取組みます。



※ 福井市中心市街地活性化協議会は

- ・基本計画に定める事項について意見を述べる。
- ・認定基本計画及びその実施に関し必要な事項について意見を述べる。
- ・特定民間中心市街地活性化事業を実施しようとする者の事業計画について、中心市街地における当該事業の位置付け、必要性、有効性、実効性等について協議を行い、事業実施者に対し、協議の結果を伝える。

など中心市街地の活性化を推進する上で重要な役割を担うものです。